

岩手県告示第352号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成27年4月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
釜石市	釜石市甲子町第1地割、橋野町第3地割の一部、橋野町第4地割、第10地割、第12地割、第16地割、第17地割
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町永沢の一部
山田町	下閉伊郡山田町船越第22地割、第23地割の各一部及び石峠第1地割から第3地割までの各一部

2 調査期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで